

既存特定飲食提供施設で喫煙可能室

を設置される方へ



受動喫煙防止対策として必要な措置があります

喫煙禁止場所の喫煙器具・設備等の撤去

灰皿、スモークテーブル等の撤去
<完全に撤去できない場合>
布等で覆うなどして、使用できない状態にすること。

喫煙禁止場所の施設標識の除去

喫煙室の撤去に伴う標識の除去
喫煙できると誤認させるような標識の除去

基準の適合

「喫煙可能室」の基準への適合（裏面参照）

施設標識の掲示

「喫煙可能室」の標識を施設入口と専用室入口に掲示

20歳未満の者の喫煙室への立入禁止

20歳未満の者を案内しない
20歳未満の従業員を立ち入らせて業務をさせない

既存特定飲食提供施設の要件に係る書類の保存

客室部分の床面積にかかる資料（店舗図面 等）
資本金又は出資総額に係る資料（登記、貸借対照表 等）

喫煙可能室設置施設の届出

届出内容：都道府県知事宛に提出（所在地を所管する保健所へ提出）
名称、所在地、管理権原者の氏名及び住所



喫煙可能室の技術的基準

出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、**0.2m 毎秒以上**であること

たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、**壁、天井等によって区画**されていること

ア「**壁、天井等**」とは、建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓等も含むが、たばこの煙を通さない材質・構造のもの

イ「**区画**」とは、出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをいい、たばこの煙が流出するような状態は認められない

たばこの煙が屋外又は**外部の場所に排気**されていること

既存特定飲食提供施設の**全部の場所を喫煙可能室とする場合は**、喫煙可能室以外の場所にたばこの煙が流出しないよう、喫煙可能室が壁、天井等によって喫煙可能室以外の場所と区画されていること



技術的基準に関する経過措置

喫煙可能室の技術的基準を満たすことが困難な場合

たばこの煙を十分に浄化し、室外に排気するために必要な（次の）措置を講ずることにより、技術的基準と同等程度のたばこの煙の流出を防止すること

次のア及びイの要件を満たす機能を有した脱煙機能付喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体を室外に排気すること

- ア 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上
- イ 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じん量が $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ 以下

